

官民連携みどり区簡易水道整備事業
管路更新工事

受注者選定基準

令和 6 年 10 月

静岡県伊豆の国市

【受注者選定基準】

目 次

1 受注者選定基準の位置づけ	1
2 受注者選定の概要	1
1) 受注者選定の方式	1
2) 受注者選定の方法	1
3) 受注者選定の体制	1
3 優先交渉権者決定の手順	2
4 応募資格の審査	3
1) 応募資格の審査	3
ア) 応募資格審査書類の審査	3
イ) 応募資格要件の審査	3
2) 応募資格審査結果の通知	3
5 提案評価	3
1) 提案書類の確認	3
2) 提案内容の審査	3
ア) 提案内容の審査	3
イ) 得点化方法	6
3) 総合評価点の算定及び最優秀提案者等の選定	6
ア) 総合評価点の算定	6
イ) 最優秀提案者等の選定	6
4) 優先交渉権者の決定	7
5) 審査結果の通知及び公表	7

1 受注者選定基準の位置づけ

官民連携みどり区簡易水道整備事業管路更新工事受注者選定基準（以下、「受注者選定基準」という。）は、伊豆の国市（以下「発注者」）が官民連携みどり区簡易水道整備事業管路更新工事（以下、「本工事」という。）の実施にあたって、本工事を実施する民間事業者（以下、「受注者」という。）の募集・選定を行うのに際し、選定するための方法及び評価基準等を示すものである。

2 受注者選定の概要

1) 受注者選定の方式

本工事を実施する受注者には、本工事の対象施設の設計及び工事に関する技術やノウハウが求められる。受注者の選定にあたっては、提案価格のほかに、提案価格以外の技術的な提案内容を評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

2) 受注者選定の方法

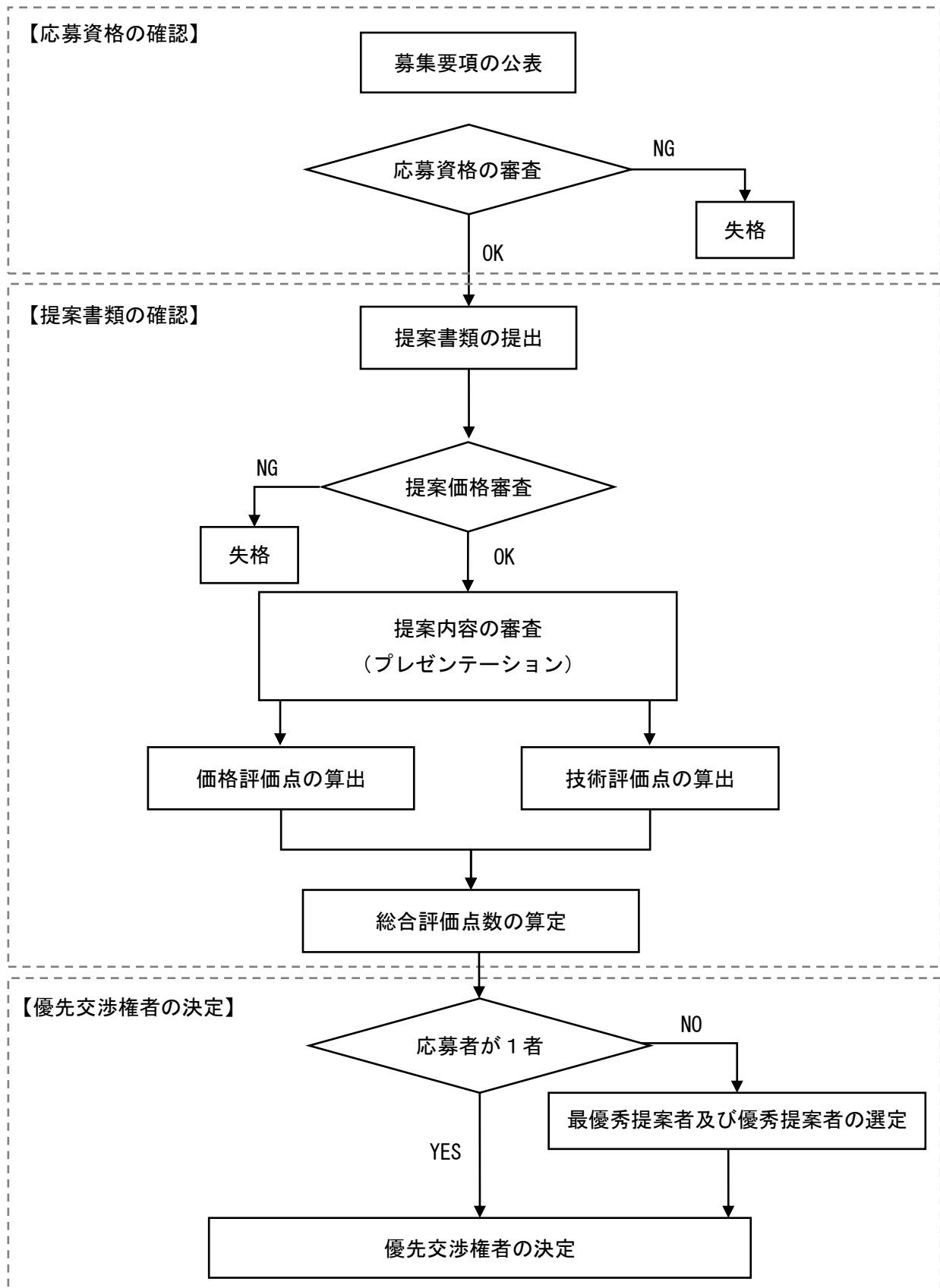
受注者の選定は、応募資格審査及び提案内容の審査により行う。応募資格審査は、応募者の参加資格について審査を行う。提案内容の審査は、提案価格のほか、施工計画の妥当性、確実性等の審査を行う。

3) 受注者選定の体制

提案内容の審査にあたっては、発注者が提案価格の審査を行ったうえで、発注者が設置した官民連携みどり区簡易水道整備事業管路更新工事プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）において、公平性及び透明性を確保し、最優秀提案者及び最優秀提案者の次に優秀な提案者（以下、「優秀提案者」という。）の選定を行い、発注者は、委員会の選定結果を踏まえ、本工事における優先交渉権者を決定する。

3 優先交渉権者決定の手順

優先交渉権者決定までの手順は、次に示すとおりである。



4 応募資格の審査

1) 応募資格の審査

ア) 応募資格審査書類の審査

発注者は、本工事の応募者に求めた応募資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

イ) 応募資格要件の審査

発注者は、応募者が募集要項に記載した応募者が備えるべき応募資格要件を満たしていることを審査する。応募資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

審査内容は、以下のとおりとする。

表 4-1 応募資格要件の審査内容

審査事項	審査内容
応募資格要件	募集要項「第4章 4.3～4.6」の各項目

2) 応募資格審査結果の通知

発注者は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

5 提案評価

1) 提案書類の確認

発注者は、応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認する。

ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではないが、追加提出を求めるとともに技術評価に反映することもある。

2) 提案内容の審査

ア) 提案内容の審査

(1) 提案価格審査

発注者は、応募者が提出した提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。見積上限価格を超えた場合は失格とする。また、価格が著しく低い提案者については、プレゼンテーション時において価格の妥当性等についてヒアリングを行う。

(2) 結果の通知

発注者は、提案価格の結果を、応募者の代表企業へ通知するとともに、プレゼンテーションの日程を応募者に伝える。

(3) 提案内容の審査

提案価格の審査後、委員会は、その応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対し、ヒアリングを行う。プレゼンテーションの概要は以下に示すとおりとし、詳

細は応募者の代表企業へ通知する。

① 実施時期

令和 6 年 12 月 23 日

② 実施場所

あやめ会館（長岡中央公民館）3F 多目的ホール

伊豆の国市長岡 346-1

③ 出席者

出席者（説明者）は応募者 1 者あたり最大 10 名までとする。また、総括責任者の配置を予定する者は必ず出席すること。

④ 実施時間

1 者 30 分以内（プレゼンテーション 20 分以内、ヒアリング 10 分以内）とする。なお、プレゼンテーション時間を 1 分超過した時点で説明を打ち切り、ヒアリングに移行する。

⑤ 実施方法

プレゼンテーションは選定委員が審査内容を把握しやすいように努めること。

⑥ 使用機器

会場には、スクリーン、プロジェクター（VGA ケーブル、HDMI ケーブル含む）を設置している。これら以外のパソコン等の機器は、各応募者が用意すること。

⑦ その他

- ・非公開で実施する。
- ・説明は提案書類に記載した内容に限り、追加資料の配布は認めない。

(4) 技術評価審査

技術の評価においては、応募者が提出した提案内容に対して審査項目及び配点に基づき得点化（以下、「技術評価点」という。）を実施する。

審査項目及び配点は、次のとおりとする。

表 5-1 審査項目及び配点

区分	審査項目	評価の視点	上限枚数	配点	
業務計画に関する提案	業務実施方針 実施体制	1. 本事業の業務フロー上における重要事項が指摘され、確実に業務を遂行するための提案がなされているか。 2. 実施体制や発注者との連絡体制は十分か。	A4 1枚	20	20
	調査・設計・ 施工に関する提案	1. 今回必要な各調査の調査計画及び調査内容の考え方は十分か。 2. 設計における課題とその対策が具体的かつ効果的か。	A4 2枚	10	60
	施工計画 工期の確実性	1. 地域の特徴を考慮した施工計画となっているか。 2. 施工中に事故や災害等の緊急事態が発生した場合の対策が具体的かつ効果的か。 3. 工程表において、準備から完成までの各工種が工期内に網羅されているか。 4. 事業進捗が遅れた場合の対応策は具体的かつ効果的か。		40	
	その他	1. その他、評価できる提案はあるか。		10	

※要求水準書に記載している内容は実施するものとし、提案書類には、必ずしも要求水準書に記載している内容を記載しなくてもよい

イ) 得点化方法

(1) 技術評価点の得点化方法

技術評価点は、以下に示す 4 段階評価による得点化方法により審査項目別に得点を算出し、その合計を評価点とする。なお、審査項目別の得点は、小数点以下第 3 位を四捨五入して小数点以下第 2 位まで求める。

評価	評価基準	得点化方法
A	当該審査項目について、特に秀でて優れていると認められる。	配点×1
B	当該審査項目について、秀でて優れていると認められる。	配点×2/3
C	当該審査項目について、優れていると認められる。	配点×1/3
D	当該審査項目について、優れているとは認められない。	配点×0

(2) 価格評価点の得点化方法

価格評価点は、次の方法により得点化する。

- ① 提案価格が、見積上限価格以下の者のうち、最低の者に、配点の満点である 20 点を価格評価点として付与する。
- ② 上記以外の応募者の得点は、下記の式により最低提案価格との比率をもって小数点以下第 3 位を四捨五入し小数点以下第 2 位まで求める。

$\text{価格評価点} = \text{配点 (20 点)} \times \text{最低提案価格} \div \text{当該応募者の価格}$

(算出例)

X グループ：価格 110 百万円（最低提案価格）

⇒ 価格評価点＝20.00 点

Y グループ：価格 120 百万円

⇒ 価格評価点＝20 点×110 百万円÷120 百万円＝18.3 点

3) 総合評価点の算定及び最優秀提案者等の選定

ア) 総合評価点の算定

各応募者について、価格評価点及び技術評価点を合計し、総合評価点（100 点満点）を算出する。

イ) 最優秀提案者等の選定

各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。

また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案者に選定する。ただし、総合評価点が高同点の場合は、技術評価点が高くなる提案を最優秀提案として選定する。技術評価点も同点の場合は、技術評価点のうち「調査・設計・施工に関する提案」の「施工

計画・工期の確実性」が最も高い提案を最優秀提案として選定する。なお、以上により優劣が決定できない場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。

4) 優先交渉権者の決定

発注者は、委員会より選定された最優秀提案者を本工事の優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に決定する。

5) 審査結果の通知及び公表

発注者は、委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、応募者に対して書面にて通知するとともに、発注者のホームページで公表する。優先交渉権者と次点交渉権者への書面通知には、優先交渉権者であること、次点交渉権者であることを明記する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

また、各応募者の総合評価点の算定結果は公表するが、応募者の代表企業の名称のみ公表し、構成企業は非公表とする。

なお、優先交渉権者にならなかった応募者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に発注者へ説明を求めることができる。